

こども・若者のサードプレイス推進方策

～高浜市が取り組む「まぜこぜの居場所づくり」を中心に～



愛知県高浜市 榊原 勇介

はじめに

厚生労働省「社会福祉法」の改正により、重層的支援体制整備事業が 2021 年 4 月に創設された。重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「地域づくりに向けた支援」、「参加支援」の 3 つの支援を柱として、それらを効率的・円滑に実施するために、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働による支援」を追加し、5 つの事業を一体的に実施するものとされる。

本レポートでは、「地域づくりに向けた支援」における「世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する」という項目に即して、本市が取り組む「まぜこぜの居場所づくり」について、地域でどのように活用し、福祉につなげていくことができるか明らかにすることを目的とする。

また、本レポートの執筆にあたっては、こども家庭庁「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定されたことに留意したい。本指針では、「地域のつながりの希薄化」、「少子化の進展」、「価値観の多様化」等に伴い、居場所への多様なニーズが生まれているとされ、本研究のテーマとして、こども・若者にとっての「自分の家や学校、職場ではない居場所」であるサードプレイスの必要性を鑑みて、論じる必要があると考える。

これらのことから、「まぜこぜの居場所」をサードプレイスとして扱い、昨今の多様なサードプレイスの考え方に関する現状を踏まえつつ、アンケート調査や先行事例の分析を通じ、本市の「まぜこぜの居場所」がこども・若者の多様な地域のニーズに応じ切れていない具体的な要因を特定し、それに対する政策的課題の抽出と具体的な政策提言を行う。

1. 本市の概要及び「まぜこぜの居場所づくり」の取り組みに至った経緯について

(1) 本市の概要

本市は愛知県中部、名古屋市から南東へ 25 km の位置にあり、東西 4.2 km、南北 5.5 km、総面積 13.11 km² の非常にコンパクトなまちである。市内には名古屋鉄道三河線の駅が 3 つ存在し、名古屋市から電車で 1 時間弱の圏内にある。産業に目を向けると、昔より窯業のまちとして名高く、特に屋根瓦は、隣接する碧南市及び半田市を含めた地域で構成される「三州瓦」というブランドで、全国の生産量の 6 割以上を占めている。しかし、近年は全国的な住宅着工数の減少や洋風住宅の増加に伴い、瓦の使用が少なくなり、窯業界は衰退傾向にある。他方、同じ三河地方の豊田市に本社を置くトヨタ自動車の好況に起因し、本市にもトヨタ自動車の関連会社が所在しており、自動車産業が窯業に代わり主力産業となっている。

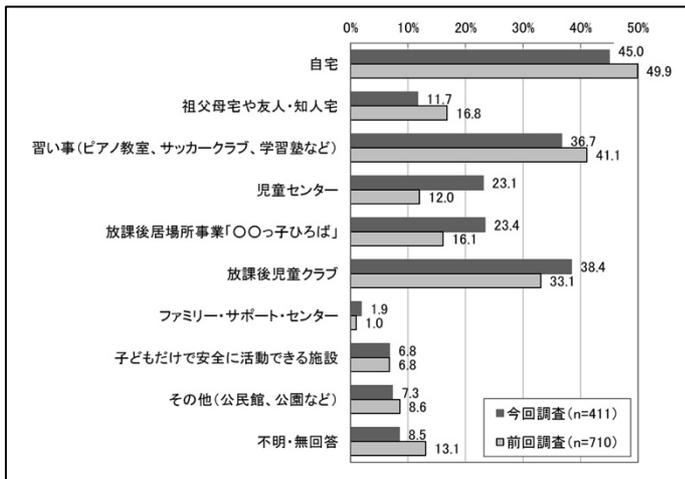
(2) 「まぜこぜの居場所づくり」の取り組みに至った経緯

本市では、2011年10月より「生涯現役のまちづくり」がスタートし、主に会社勤めを終えた地域住民が家に閉じこもることなく、いきいきとした生活を送ることができるよう、高齢者が自ら出かけたくなるような場や地域で交流ができる居場所を「健康自生地」と名付け、おすすめの外出先として広く周知してきた。内訳は、教室、サークル、介護予防拠点、個人商店、宗教施設、飲食店、公共施設等、多岐に渡る。各健康自生地は、地域の担い手が自主的・主体的に運営しており、高齢者の居場所づくりに対し協力を得ることができている。こうした取り組みの結果、2025年12月1日現在、認定総数は134か所、現在稼働数は99か所に至った。中でも、高齢者を対象とした体操教室や、健康マージャンサークルが定員上限となる等、本市における高齢者の居場所は充足していると言える。

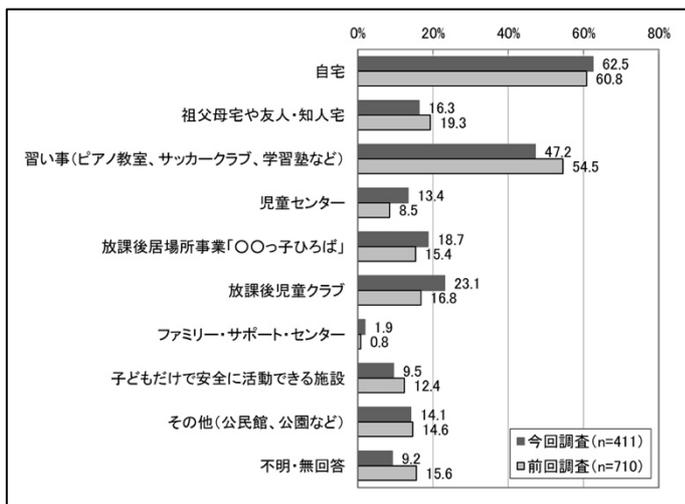
他方、重層的支援体制整備事業の移行準備に伴い、本市では、居場所が必要であるのは高齢者だけではなく、地域共生社会の実現には、誰でも気軽に出かけたいくなる居場所が必要ではないかといった意見が挙がった。そこで本市は、健康自生地やこども食堂等、地域の既存の居場所を活用した、居場所の多

世代化が必要と判断し、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備することを目的とした「まぜこぜの居場所づくり」を、2024年9月にスタートさせている。

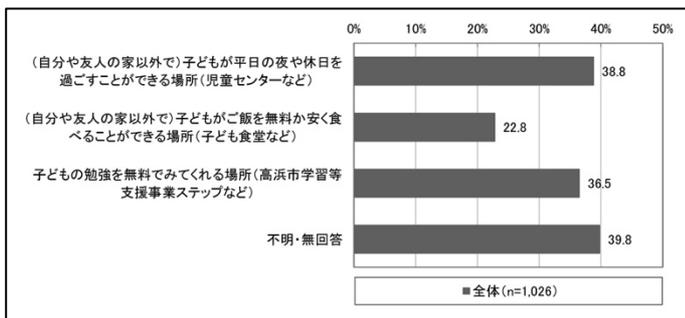
そのような中、高浜市「第3期高浜市子ども・子育て支援事業計画」にて、本市のこどもの居場所事業の今後の利用意向について、「(自分や友人の家以外で)子どもが平日の夜や休



〈図 1-1 本市の小学校低学年の放課後の過ごし方〉



〈図 1-2 本市の小学校高学年の放課後の過ごし方〉



〈図 1-3 本市のこどもの居場所事業のニーズ〉

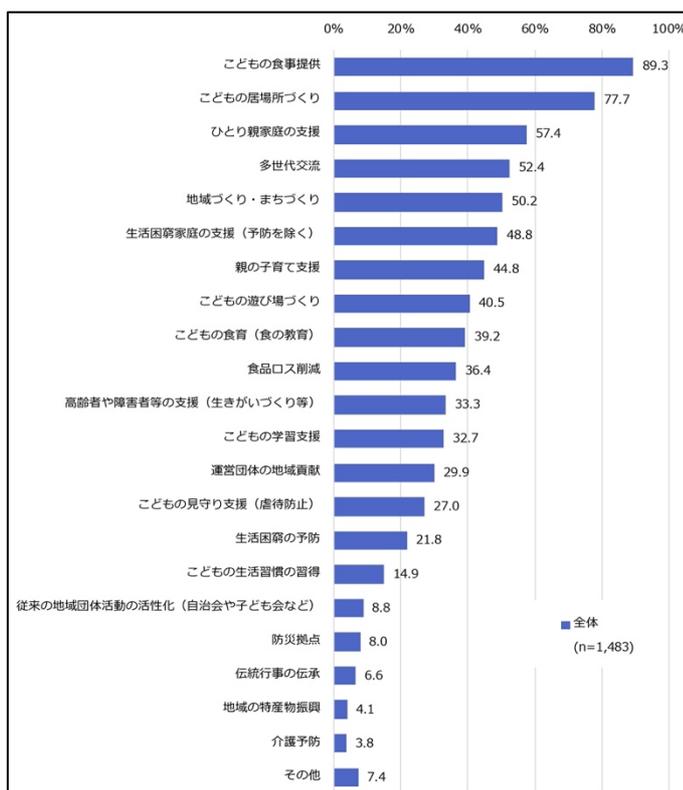
日を過ごすことができる場所（児童センターなど）」が 38.8%、「子どもの勉強を無料でみ
てくれる場所（高浜市学習等支援事業ステップなど）」が 36.5%、「(自分や友人の家以外で)
子どもがご飯を無料か安く食べることができる場所（こども食堂など）」が 22.8%と、一定
のニーズがある結果となった反面、実際に放課後に過ごす場所については、「自宅」が小学
校低学年で 45.0%、小学校高学年で 62.5%と最も高く、本市のこどもの居場所事業が、こ
ども・若者の多様な地域のニーズに応じ切れていない可能性を示唆したことで、こども・若
者の居場所づくりを視野に入れた「まぜこぜの居場所づくり」を行う必要性が生じている。
なお、子育て支援センター等の子育て支援拠点は、重層的支援体制整備事業の「地域づくりに
向けた支援」に位置付けられ、「まぜこぜの居場所づくり」と一体的に進めていきたいメ
ニューの 1 つであり、こども・若者の居場所づくりを起点とした、多世代型の居場所づくり
が目下の課題である。

2. 本市の「まぜこぜの居場所」の現状及びサードプレイスの定義について

(1) 本市の「まぜこぜの居場所」の現状

前述の指針では、居場所への多様なニーズが生まれていることに加え、「かつてはこどもの居場所となり得た空き地や路地裏など、こどもが自由に遊び、過ごせる場は減少し、駄菓子屋などの結果としてこどもの居場所となっていた場も減少している」ことについても指摘している。その結果、こども・若者のサードプレイスの必要性について、行政はもちろん、地域住民、各種法人や企業等、様々な場面で語られるようになった。

本市においては、「まぜこぜの居場所づくり」を、商工会青年部や民生・児童委員等からなる委員と、行政により組織された「高浜市まぜこぜの居場所づくり実行委員会」にて推進しており、「まぜこぜ



〈図 2 全国的なこども食堂の主な活動目的〉

の居場所」に関する周知活動や、サードプレイスを「まぜこぜの居場所」として本市が認定する際に、委員へ意見聴取を行う審査会等の活動を行っている。2025年12月1日現在、認定総数が14か所、現在稼働数は13か所となっており、認定後は、「まぜこぜの居場所」に関する新着情報や活動予定を、市公式LINEや専用Webサイトを通し、広く周知している。他方、多様な地域のニーズに応じるためには、まだ総数が少ない。

そのような中、特にサードプレイスとしての役割が期待されているのが、こども食堂であり、本市の「まぜこぜの居場所」のうち、3か所はこども食堂となっている。認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ「第2回こども食堂実態調査」によれば、全体の52.4%が活動の主な目的として「多世代交流」と回答しており、こども食堂の分類として、生活困窮家庭の支援を目的とした「ケア付食堂」に対し、世代や属性を超えて誰もが交流できる「共生食堂」の方が、全体として多いことが分かった。実際に、本市のこども食堂においても、「まぜこぜの居場所」の認定を受けた就労継続支援B型事業所 TERRACE WORK が運営するこども食堂「こどもテラス」にて、こども食堂の拡張版である「こどもテラス縁日」という夏祭りが開催される等、多世代交流を実現した「共生食堂」も存在する。

(2) サードプレイスの定義

アメリカの社会学者であるレイ・オルデンバーグは、サードプレイスについて、「会話が主な活動」であり、「元気があって、束縛がなく、熱っぽい会話が行われる」場所であると述べている一方で、「無計画で、予定外で、組織のまとまりがなく、型にはまらない活動が行われる」場所であるとも述べている。加えて、石山恒貴・片岡亜紀子「地域コミュニティにおけるサードプレイスの役割と効果」によれば、サードプレイスとは、「地域の中で目立たないが多くの人が気軽に交流でき、社会的地位を気にせず交流できることでなじみのある人間関係が構築できる場所」であるとしている。その代表例は、イギリスのパブやフランスのカフェである。

他方、日本では、オルデンバーグの示した特徴とは必ずしも一致しない形式で展開されてきたと、いくつかの先行研究が指摘をしている。例えば、小林重人・山田広明「マイプレイス志向と交流志向が共存するサードプレイスモデルの研究」によれば、日本のサードプレイスの展開は、人を気にせず個人で居心地よく過ごすマイプレイス型と、交流を主な目的とする交流型に区分できるとされる。マイプレイス型については、スターバックスコーヒージャパン株式会社が、居心地のよい居場所として自店舗を標榜していることが有名である。交流型については、社交的な交流を目的とする社交的交流型、社交以外の何らかの明確な目的がある目的交流型に区分されている。ここで示す「何らかの明確な目的」とは、本市のこども食堂の食事、健康自生地の体操や健康マージャン等が当てはまるだろう。他方、何をするか自由な場所は、社交的交流型と言える。なお、オルデンバーグの示すサードプレイスの特徴は、社交的交流型にもっとも合致していると考えられるとしており、マイプレイス型と目的交流型は、オルデンバーグの予見していなかったサードプレイスとされる。

つまり、日本においては、社交を通し無意識的に自然発生するものであり、意識的につくられるものではないとされてきたサードプレイスが、地域住民、各種法人や企業等によって意識的につくられている。また、前述のとおり、日本のサードプレイスは3つの型で語られていることが分かるが、本市では、こども食堂や健康自生地等を通じ、目的交流型のサードプレイスがつけられている。

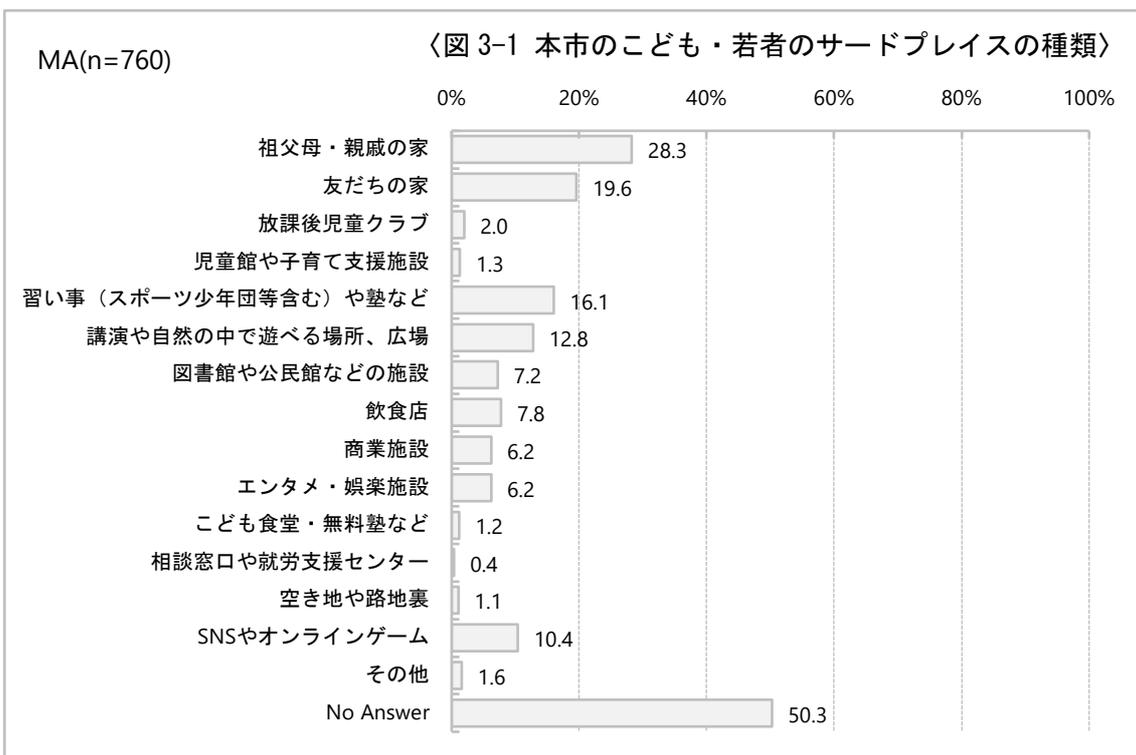
本来のサードプレイスと日本のサードプレイスのそれぞれの考え方には、人との交流の有無、意識的と無意識的という少なくとも2つの大きな矛盾があり、日本におけるサードプレイスのあり方検討という観点から、本研究テーマの社会的意義は大きい。政策的意義とし

では、本市の「まぜこぜの居場所」が子ども・若者の多様な地域のニーズに応じ切れていないという具体的な課題に対し、その要因を詳細に分析し、具体的な政策提言を行うことで、今後の市政運営に資するだけでなく、同様の課題を抱える他の地方自治体にも有効な示唆を提供できる点にある。

3. サードプレイスに関する調査

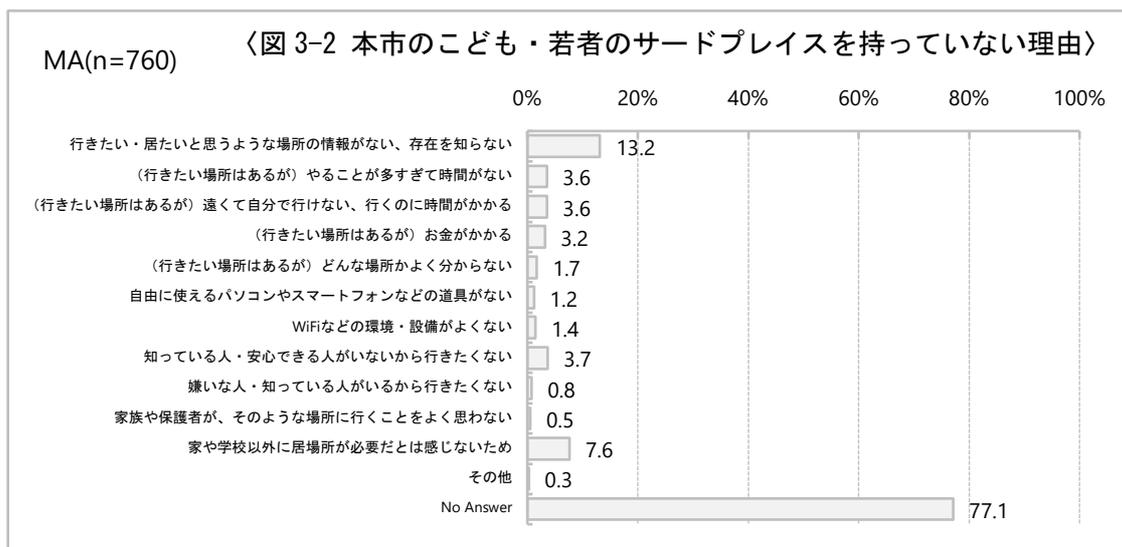
(1) 定量調査（アンケート調査分析）

住民台帳から無作為に抽出された 10 歳以上 30 歳未満の市民 5,000 名を対象に、新たにアンケート調査を実施した。対象の各世帯に依頼文を発送し、依頼文に記載された QR コードから、オンラインにより回答を求める形式を採用している。回答の設問は、本事業の受託先である、認定 NPO 法人全国子ども食堂支援センター・むすびえが設計した最大 42 問とし、14 歳以下の市民については、保護者等が回答を補助するよう依頼を行っている。10 歳以上 30 歳未満の子ども・若者にとって、無意識的に自然発生したサードプレイスがどの程度充足しているかという問いについて、答えが出ることを目標とした。なお、実施時期は 2025 年 10 月 27 日から 12 月 10 日までとし、5,000 名中の回答者は 760 名で、全体の回答率は 15.2%である。また、本調査は、2025 年 12 月 24 日現在の速報値であることに留意したい。

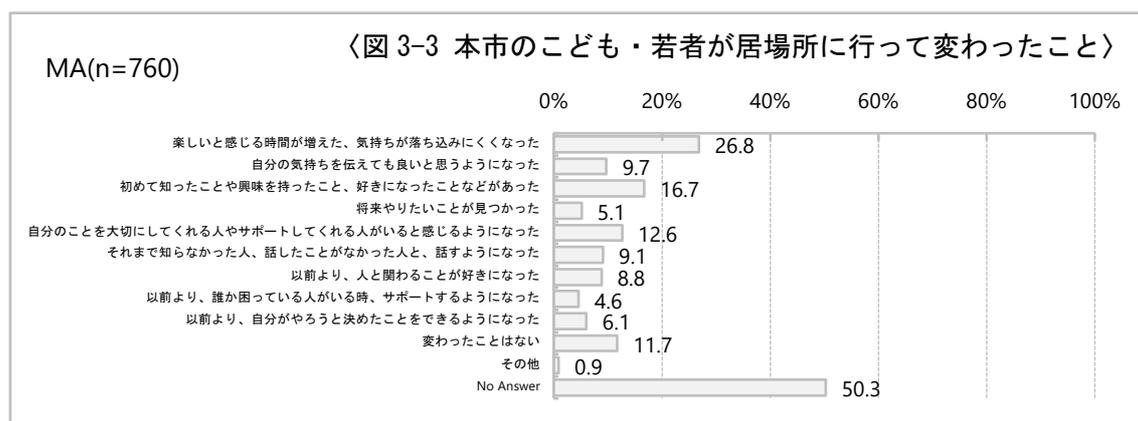


定量調査の結果、サードプレイスを持っている子ども・若者は、本市に 49.7%いることが分かった。これは、50.3%がサードプレイスを持っていないことを示唆している。また、サードプレイスを持っている場合、「祖父母・親戚の家」が 28.3%、「友だちの家」で 19.6%となった一方で、「空き地や路地裏」は 1.1%となったことで、本市の子ども・若者にとって、無意識的に自然発生したサードプレイスは充足していないことが分かる。

また、前述の「第 3 期高浜市子ども・子育て支援事業計画」にて、一定の利用意向があると思われた「児童館や子育て支援施設」や「こども食堂・無料塾など食事や軽食を無料か安く食べることができる場所や、勉強を見てくれる場所」を平均した割合は 1.3%であり、「エンタメ・娯楽施設」や「SNS やオンラインゲームなどのオンライン空間」を平均した割合が 8.3%であることを考慮すると、本市の子ども・若者にとっては、本市のこどもの居場所事業のみならず、それ以外のサードプレイスにもニーズがあることが分かった。



加えて、子ども・若者がサードプレイスを持っていない理由として、「行きたい・居たいと思うような場所の情報がない、存在を知らない」が 13.2%で最多となった。このことから、本市のこどもの居場所事業以外のサードプレイスが充足していないことも示唆している。なお、サードプレイスを持っている子ども・若者のうち、26.8%が「楽しいと感じることが増えた、気持ちが落ち込みにくくなった」と回答している。



アンケート調査分析から、子ども・若者がサードプレイスを持つことで、ウェルビーイングにつながる事が読み取れる一方で、本市の子ども・若者にとっては、本市のこどもの居場所事業のみならず、それ以外のサードプレイスにもニーズがあるという結果から、地域住民、各種法人や企業等による意識的なサードプレイスの創出の必要性を示唆している。

(2) 質的調査（先行事例分析）

認定 NPO 法人サンカクキチが運営する居場所事業「サンカクキチ」を現地視察の上、分析し、本市への示唆を抽出した。本市に子ども・若者の相談窓口の特化した居場所がないこと、また、同法人は「サンカクキチ」に加え、居住支援事業、就労支援事業、継続的なアウトリーチ支援事業等、様々な事業を展開しており、同法人「アニュアルレポート」内の 2024 年度会計報告によれば、経常収益は 140,340 千円、経常費用は 109,067 千円と、本市では類例を見ない、都内における中核的なサードプレイスであることが選定の理由である。加えて、「支援を感じさせない関わりと空間で若者が安心できる環境を提供」というデザインコンセプトにより、「若者のための過ごせる相談窓口」として、公益財団法人日本デザイン振興会主催「2024 年度グッドデザイン賞」を受賞していることも選定の理由に挙げられる。サードプレイスを意識的に創出することは可能かという問いについて、答えが出ることを目標とした。

「支援を感じさせない関わり」を掲げているとおり、事務室以外では、スタッフは何もしない時間を設けており、時には取替えて寝転がって、スマートフォンを操作することもあった。また、副業として働くスタッフもおり、どちらかという福祉に造詣のないスタッフの方が多い。内装は、イケア・ジャパン株式会社の支援を受け、若者に馴染むような、アイデア溢れる居場所となっている。加えて、テレビやゲーム、Wi-Fi の用意もあり、毎回若者に無償で夕食を提供している。若者たちはゲームをしたり、ひとりでスマホを見ながらくつろいだり、スタッフやボランティア、若者同士で談笑したりと、過ごし方は自由としている。なお、法人の経常収益の内訳は、「助成金等」及び「寄付金」が大半であり、「事業収益」が全体に占める割合は極めて少ない。自治体等の事業をあまり受託しない理由として、制約が増えることで、枠にとらわれない事業が行えなくなることを理由の 1 つに挙げている。また、同法人「若者向けの居場所調査レポート」によれば、『「居場所」はサードプレイスとも言われますが、家族から離れ、職場を持っていない若者にとっては、「居場所」がファーストプレイスになることもあり、期待する機能は変わります』としており、多様なサードプレイスが、地域住民、各種法人や企業等によって意識的につくられている一因を考察している。

先行事例分析から、相談窓口という目的があったとしても、子ども・若者が安心できる環境を提供するための意識性を感じさせない工夫があることが分かった。つまり、サードプレイスを意識的に創出するためには、意識性を感じさせない工夫があれば可能ということになる。オルデンバーグがサードプレイスを「敷居が低く、正式な会員資格や入場拒否の基準がない」場所と特徴付けたように、先行事例においても、自治体等の制約にとらわれないような、居場所への自由度を重視している。

これらを考慮すると、社会的交流型のサードプレイスであっても、「サンカクキチ」のような目的交流型のサードプレイスであっても、オルデンバーグが提唱するサードプレイスとしての本質にあまり変わらないことが示唆された。目的交流型でありながら、社会的交流型の要素を併せ持つサードプレイスの実現に、福祉の観点から成功した事例と言える。

(3) サードプレイスに関する調査に対する結論

分析の結果、本市が子ども・若者の多様な地域のニーズに応じ切れていない具体的な要因

は、本市においても、空き地や路地裏など、こどもが自由に遊び、過ごせるような、無意識的に自然発生したサードプレイスが減少している点、また、本市において、サードプレイスを意識的に創出するための、意識性を感じさせない工夫が十分ではない点にあると考える。本市が「まぜこぜの居場所づくり」について、地域で活用し、福祉につなげていくためには、これまでの課題に対して、市全体で連携し、包括的かつ具体的な政策を推進する必要がある。

4. これからの「まぜこぜの居場所」についての政策提言

(1) 「まぜこぜの居場所」の認定に至るまでのステップアップ制度

本市の福祉部が設置されている市の出張所「高浜市いきいき広場」は、名鉄三河高浜駅に直結しており、徒歩 30 秒で訪問することができる。そのため、学校帰りの中高生を中心にこども・若者が集まり、一人で学習室を利用して勉強や読書をしたり、ロビーで友達と一緒におしゃべりをしたり、ゲームをしている様子が毎日のように見受けられる。また、その雰囲気馴染めない層は、名鉄三河高浜駅の改札前や、付近の裏路地等でたむろする様子も見受けられる。加えて、「公的施設の中には入りづらい」という声が、従前より一部の地域住民から挙がっており、意識性を感じる場所に抵抗感を持つ層は少なからず存在する。つまり、駅から市の出張所までの 30 秒の間においても、こども・若者のニーズが多様であり、その結果、それぞれの居場所が異なっていることが分かる。

仮にそれぞれを「まぜこぜの居場所」として認定する場合、学習室は本市の生涯学習の所管、ロビーは庁舎管理の所管と調整の上、認定することができる可能性が高い。他方、駅の改札前や、付近の路地裏でたむろする居場所を本市が認定することは、容易ではないだろう。本市は、「高浜市まぜこぜの居場所認定要綱」第 4 条にて、「居場所の認定を受けようとする者は、高浜市まぜこぜの居場所認定申請書（様式第 1）を市長に提出し、認定の申請をしなければならない」としている。つまり、駅の改札前や、付近の路地裏の管理者が、「まぜこぜの居場所」として自ら届け出る必要がある。無意識的に自然発生したサードプレイスは、管理者がそもそも予見していなかった居場所であり、「まぜこぜの居場所」の認定総数が増えない要因の 1 つとなっている。

そこで、「まぜこぜの居場所」の認定に至るまでのステップアップ制度を提言する。本市が 10 年以上の歳月をかけて「健康自生地」の認定数を増やしてきたことを考えれば、認定を開始して 1 年足らずの「まぜこぜの居場所」においても、今後少しずつ、関係部署及び地域住民に働きかけ、認定数を増やしていくことは可能であると考えられる。そのためには、地域住民へのヒアリング等を通じ、各小学校区のサードプレイスの可視化を行うとともに、可視化されたサードプレイスに対して、認定制度を紹介する必要がある。

ここで留意したいのは、必ずしも認定を推奨するものではなく、「地域住民の声」を事実として伝えた上で、本市として何が出来るか、管理者と対話を行うことである。例えば、無意識的に自然発生したサードプレイスに対し、本市が管理者へ「まぜこぜの居場所」の認定制度を紹介する。必然的に、管理者はそもそもサードプレイスとして許容していない可能性が高い。他方、例えば、認定は望まないものの、地域自治組織の青色防犯パトロールや、消防団の巡視、本市の子ども健全育成支援員の訪問活動等、ゆるやかな見守りを管理者が希望

している場合、本市としての具体的な支援策が想像される。こうした地道な管理者との対話により、地域のサードプレイスは保たれていくのではないかと考える。

なお、実施体制として、行政が主導し、「高浜市まぜこぜの居場所づくり実行委員会」や地域自治組織と連携することで、ワークショップを通じ、各小学校区のサードプレイスの可視化を行う。その後、「まぜこぜの居場所づくり」の担当職員により、可視化されたサードプレイスを訪問し、認定制度を紹介する。認定できない場合等、状況に応じて「高浜市まぜこぜの居場所づくり実行委員会」や地域自治組織に持ち帰り、認定制度の届け出の有無に関わらず、地域課題の解決策を模索する。本提言において想定される効果として、無意識的に自然発生したサードプレイスとの関係性を構築することで、本市が「まぜこぜの居場所」以外のサードプレイスにも支援することが可能となり、長期的な目線で、「まぜこぜの居場所」の認定総数が増える要因の1つとなることを期待したい。

(2) 「高浜市まぜこぜの中間支援組織」の設立支援

本市においては、目的交流型でありながら、社会的交流型の要素を併せ持つサードプレイスの実現に成功した事例はない。地域づくりにおける人材育成、各種法人の助成金及び寄付金獲得のための環境整備、企業が別途財源を用いた地域貢献等、そのどれもが、決して容易ではないからである。これらの現状を加味して、本市が具体的な政策を提言できていないことが、サードプレイスを意識的に創出するための、意識性を感じさせない工夫が十分ではない要因につながっている。

そこで、「高浜市まぜこぜの居場所づくり実行委員会」から派生する形での、有志による「高浜市まぜこぜの中間支援組織」の設立支援を提言する。「高浜市まぜこぜの居場所づくり実行委員会」の中には、これまでの取り組みを通し、新たな「まぜこぜの居場所づくり」を模索する委員が多く、設立に関心のある委員も存在する。また、前述の「サンカクシャ」が指摘したように、そのサードプレイスに行政が近く感じるほど、運営に制約が生じたり、前述の本市の「公的施設の中には入りづらい」という声のように、意識的なサードプレイスに抵抗感を持ったりしてしまう。そこで、「まぜこぜの居場所」を統括する「高浜市まぜこぜの中間支援組織」が立ち上がり、行政との間に介入し、クッションとなることで、より柔軟な発想が可能となる。

なお、実施体制として、人材育成及び中間支援組織設立に関しての専門知識を持つ外部の公共政策アドバイザーを招聘することで、「高浜市まぜこぜの中間支援組織」の設立に向けたプロジェクトを行政が主導する。プロジェクトでは、有志が「高浜市まぜこぜの中間支援組織」を設立し、自走していくために、アドバイザーが提供するノウハウを、まずは「まぜこぜの居場所づくり」の担当職員が理解し、最終的には「まぜこぜの居場所づくり」を推進することのできる専門人材という形で、有志に継承されることを目標とする。「高浜市まぜこぜの中間支援組織」に期待する「まぜこぜの居場所」への支援内容は、「まぜこぜの居場所」の立ち上げから活動終了までに至る伴走支援、「まぜこぜの居場所」関係者による市域会議・圏域交流会の開催、「まぜこぜの居場所」ボランティア講座の開催、中間支援組織としての助成金や寄付金の獲得及び「まぜこぜの居場所」への分配を想定している。

湯浅誠「居場所とウェルビーイング」によれば、『中核市の間でもこども食堂の普及には

大きな開きがあった。充足率の高い中核市が行っていることは何か。(中略) 相関が示唆されたのは「首長の表明」「中間支援団体への支援」だ』としている。本提言において想定される効果として、こども・若者に馴染むような「まぜこぜの居場所」の認定総数が増え、最終的には、中核的な「まぜこぜの居場所」が現れることに期待したい。

政策提言	実施体制	短期目標	中期目標	長期目標
ステップアップ	行政	ワークショップ	認定制度の紹介 課題の報告	-
	実行委員会 地域自治組織	ワークショップ	課題解決の模索	-
中間支援組織	行政 アドバイザー	GCF®の実施 交付金等の確保	担当職員の育成	専門人材の育成
	有志	-	専門人材の選定 組織の設立	専門人材の試走

(3) 政策提言の実現に向けた制約条件と課題

各小学校区のサードプレイスの可視化を行うためには、「地域住民の声」をいかに集めるかが重要であり、長期間にわたる継続的な取り組みと、変容を促すための粘り強い働きかけが必要である。伝統的な価値観が根強い地域では、改革への抵抗や反発が生じる可能性も考慮し、丁寧な対話と成功事例の発信が重要となる。

また、「高浜市まぜこぜの中間支援組織」の設立については、本市としても、相応の自主財源が必要となる。そのため、前述のアドバイザーには、ファンドレイジングに造詣のある専門人材を配置し、そのアドバイザーを経由することで、シンポジウムや座談会等、「まぜこぜの居場所づくり」の担当職員による登壇の機会を増やし、広く「まぜこぜの居場所」を周知することで、取り組みへ共感を得た各種法人や企業等より助成を受ける、ガバメントクラウドファンディング (GCF®) の実現につなげ、「高浜市まぜこぜの中間支援組織」と本市における業務委託契約の財源確保に努める。また、ガバメントクラウドファンディング (GCF®) のみならず、地方における社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進事業の「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金 (国 3/4)」、生活困窮者等のための地域づくり事業の「重層的支援体制整備事業交付金 (国 1/2)」やこどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業の「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業費国庫補助金 (国 1/2)」等、国の交付金や補助金による複数年以上の財源確保策を検討する必要がある。これらを組み合わせ、最終的には自主財源不要のシステム構築を目指す。

おわりに

本レポートでは、こども・若者のサードプレイスの必要性というテーマに基づき、重層的支援体制整備事業における「地域づくりに向けた支援」のうち、「世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する」という項目に即して、本市が取り組む「まぜこぜの居場所」をサードプレイスとして扱い、昨今の多様なサードプレイスの考え方に関する現状を踏ま

えつつ、アンケート調査や先行事例の分析、政策的課題の抽出、そして具体的な政策提言を行った。その結果、本市が多様なサードプレイスが抱える地域課題の解決策を模索しつつ、中間支援組織の設立を支援し、「まぜこぜの居場所」の敷居を低くすることが、子ども・若者の多様な地域のニーズに応じるための重要な鍵であることを示した。これらを実現することで、子ども・若者の居場所づくりを起点とした、多世代型の居場所づくりが進み、「まぜこぜの居場所」の認定総数が増え、重層的支援体制整備事業の包括的な支援体制における、広い意味でのセーフティネットのような役割を果たす可能性は高まる。

子ども・若者のサードプレイスの必要性というテーマ自体は、市民協働、子育て支援、学校教育、生涯学習等、様々な文脈で語ることができるかもしれない。そのような中、本提言は、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、福祉の文脈で語るための第一歩となるものである。

参考文献

- 石山恒貴・片岡亜紀子 (2017) 「地域コミュニティにおけるサードプレイスの役割と効果」『地域イノベーション』法政大学地域研究センター
https://hosei.ecats-library.jp/da/repository/00013901/chiiki_9_kataoka_ishiyama.pdf
- 子ども家庭庁 (2023) 「こどもの居場所づくりに関する指針」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/816b811a-0bb4-4d2a-a3b4-783445c6cca3/9dade72e/20231201_policies_ibasho_09.pdf
- 小林重人・山田広明 (2014) 「マイプレイス志向と交流志向が共存するサードプレイス形成モデルの研究：石川県能美市の非常設型「ひよっこりカフェ」を事例として」『地域活性研究』地域活性学会
<https://dspace.jaist.ac.jp/dspace/bitstream/10119/12164/1/20300.pdf>
- 高浜市 (2025) 「第 3 期高浜市子ども・子育て支援事業計画」
<https://www.city.takahama.lg.jp/uploaded/attachment/26716.pdf>
- 認定 NPO 法人サンカクシャ (2024) 「若者向けの居場所調査レポート」
<https://www.sankakusha.or.jp/sankakusha/wp-content/uploads/2024/03/8bbd2874392d241efe5e60734e73d28a.pdf>
- 認定 NPO 法人サンカクシャ (2025) 「アニュアルレポート」
https://www.sankakusha.or.jp/sankakusha/wp-content/uploads/2025/08/AnnualReport2024_Web.pdf
- 認定 NPO 法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ (2024) 「第 2 回子ども食堂実態調査」
https://musubie.org/wp/wp-content/uploads/2024/06/Report_Jittai_Chousa.pdf
- 湯浅誠 (2024) 「居場所とウェルビーイング」『日経グローバル No. 500』日本経済新聞社
- レイ・オルデンバーグ (2013) 『サードプレイス コミュニティの核になる「とびきり居心地よい場所」』みすず書房